

地方税財源の充実強化について

三位一体改革以降，地方一般財源総額は厳しく抑制され，5.1兆円に上る地方交付税等の削減により，地方交付税の財源保障，財源調整機能は大幅に弱体化し，地方財政の財源不足額が大きく拡大する原因となっている。

こうした中，国においては，自動車関係諸税の暫定税率廃止と，その抜本的な整理を行う方針であるが，地方財政へ大きな影響を与えることが懸念される。

また，地方が強く求めてきた地方交付税の復元・増額や，地方消費税を中心とした偏在性が小さく安定性の高い地方税体系の構築など，地方分権改革に不可欠な地方税財源の充実強化についても具体策が明らかとなっていない。

さらに，地方へのいわゆる「ひもつき補助金」を廃止し，基本的に地方が自由に使える「一括交付金」として交付するとしているが，その具体的な制度設計を示すには至っていない。

このような極めて厳しい地方財政の状況と，地方税財源に関わる諸制度改革の方向性を踏まえ，真に地方分権時代に相応しい国と地方を通じた税財政制度を確立するため，次の事項について強く要請する。

1 暫定税率の廃止等に伴う明確な財源措置

暫定税率の廃止や自動車関係諸税の抜本的な整理について，制度設計を早急に示すこと。また，一連の改革に当たっては，環境への影響等に留意するとともに，地方の財源が減額され，地方の行財政運営に支障が生じることのないよう十分配慮すること。

特に，暫定税率の廃止により，地方が自由に使える一般財源総額は大幅に減少することが見込まれるため，新たな交付金制度又は新税の創設などにより，明確な財源措置を講じること。

2 地方交付税総額の復元・増額

三位一体改革による不合理な削減分を復元し，地方の財政需要の増加や景気の低迷による財源不足額を地方財政計画に適切に積み上げること。また，地方交付税原資となる国税収入の減少が見込まれるため，法定率の引き上げを含め，国の責任において必要な措置を講じることにより，地方の借金の増大につながる臨時財政対策債の発行によることなく総額を確保・充実すること。

さらに，国が後年度に地方交付税により財源措置するとした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については，他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう，交付税財源を別枠加算すること。

3 地方税財源の充実強化と偏在の是正

- (1) 地方の歳出規模と税収の乖離を縮小し、住民の受益と負担の対応関係の明確化を図る必要がある。こうした視点から、国と地方の歳出比が4：6であることを踏まえ、当面は国税と地方税の税源配分を5：5とする地方税源の充実強化を図ること。
- (2) 税財源の移譲に伴い、地方公共団体間の財政力格差が拡大しないよう、地方交付税の財源調整機能及び財源保障機能を充実・強化するなどの適切な配慮をすること。
- (3) 地方財政の構造的に厳しい状況を根本的に解決し、今後確実に増大が見込まれる社会保障や住民生活に必須の行政サービスが安定的に提供できるよう、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税の引上げを含む税制の抜本的な改革の議論を直ちに始め、その早期実現を図ること。

なお、地方消費税の引上げは、経済状況の好転と、国、地方を通じた歳出削減など、更なる行財政改革の断行を前提に、低所得者等の負担にも配慮しつつ、地方公共団体の財政事情等も十分に踏まえた上で実現を図ること。

4 一括交付金制度

廃止する補助金の範囲や配分方法など、一括交付金に係る制度設計を早急に示すこと。また、その際には、制度創設の趣旨に沿って国の関与を排除し、交付金を地方が自由に使える制度設計にすること。あわせて、地方の安定的な財政運営に必要な総額を必ず確保するとともに、配分に当たっては財政力の弱い団体等に配慮すること。

平成21年10月20日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	溝	口	善	兵衛
岡山県知事	石	井	正	弘
広島県知事	藤	田	雄	山
山口県知事	二	井	関	成